

個人情報保護基本規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）及び関連する政省令、ガイドライン等に従い、株式会社エムクライム（以下「当社」）が取り扱う個人情報の適正な保護と取り扱いに関する基本的事項及び管理体制を定め、個人の権利利益を保護するとともに、当社の事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社におけるすべての業務において取り扱う個人情報に適用する。

2 当社のすべての従業者（役員、正社員、契約社員、パートタイム労働者、派遣社員等、当社の指揮監督の下で業務に従事するすべての者をいう。以下同じ）は、本規程を遵守しなければならない。

3 特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の取り扱いについては、別途定める「特定個人情報等取扱規程」によるものとし、同規程に定めのない事項については本規程を準用する。

第3条（定義）

本規程における主な用語の定義は、個人情報保護法上の定義に従うほか、以下のとおりとする。

（1）個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるものをいう。

（2）要配慮個人情報：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（3）個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（4）保有個人データ：当社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(5) 本人の同意：本人が、自己に関する個人情報の取り扱いについて承諾する意思表示をいう。

第2章 管理体制

第4条（管理体制及び責任者）

当社は、個人情報の適切な管理を実施するため、個人情報保護に関する統括責任者として「個人情報保護管理者」を1名設置する。

2 各部門（事業所、店舗等の単位を含む）における個人情報の管理責任者として「部門管理者」を置く。部門管理者は、自部門における個人情報の適切な取得、利用、保管等の管理について責任を負う。

3 個人情報の取り扱いに関する監査を実施するため、個人情報保護管理者から独立した「監査責任者」を置く。

第5条（教育及び研修）

個人情報保護管理者は、従業員に対して、個人情報の保護に関する法令、社内規程の周知徹底及び意識向上のため、定期的かつ継続的に教育・研修を実施しなければならない。

第6条（従業員の守秘義務）

従業員は、業務上知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

2 当社は、従業員（採用時を含む）から、個人情報の秘密保持に関する誓約書等を取得するものとする。

第3章 取得及び利用

第7条（利用目的の特定）

個人情報を取得するにあたっては、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第8条（適正な取得及び利用目的の通知等）

個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

3 本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

第9条（不適正利用の禁止）

違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により、個人情報を利用してはならない。

第10条（要配慮個人情報の取得制限）

要配慮個人情報を取得する場合は、法令に定める例外事由に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

第11条（目的外利用の制限）

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令に基づく場合等の例外事由に該当する場合はこの限りではない。

第4章 管理及び取り扱い

第12条（正確性の確保）

部門管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第13条（安全管理措置）

当社は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、以下の各号を含む必要かつ適切な措置を講ずる。

（1）組織的安全管理措置：取扱責任者の設置、緊急時の連絡体制の整備、取扱状況の点検等。

（2）人的安全管理措置：従業者への教育、秘密保持義務の周知徹底等。

（3）物理的安全管理措置：個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難

防止措置、持ち出し時の漏えい防止措置、適切な廃棄等。

(4) 技術的安全管理措置：アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセスの防止、情報システムにおける漏えい等防止措置等。

第14条（移送・送信時の保護）

個人データを含む書類、電子媒体または情報機器等を持ち出す場合、または外部へ送信・郵送等を行う場合は、暗号化、パスワード設定、追跡可能な配送手段の利用等、情報の漏えい等を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第5章 第三者提供

第15条（第三者提供の制限）

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合等の例外事由に該当する場合、または個人情報保護法が定めるオプトアウトの手続きその他の要件を満たしている場合はこの限りではない。

第16条（第三者提供時の記録作成義務等）

個人データを第三者（国の機関等を除く）に提供したとき、または第三者から提供を受けたときは、個人情報保護法及び関連規則の定めに従い、当該提供または受領に関する事項を確認し、記録を作成の上、法定の期間これを保存しなければならない。

第17条（外国にある第三者への提供）

外国にある第三者に個人データを提供する場合は、原則として、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。同意を取得する際は、当該外国の個人情報保護制度等に関する情報を本人に提供しなければならない。

第6章 外部委託

第18条（委託先の選定及び監督）

個人データの取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定しなければならない。

2 委託に際しては、秘密保持、安全管理措置、再委託の条件、事故時の責任分担及び契約終了時の個人データの返却・消去等を定めた契約を締結し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第19条（再委託）

委託先が個人データの取り扱いを再委託する場合は、事前に当社の書面による許諾を得させなければならない。この場合、当社は委託先を通じて再委託先に対しても適切な監督が行われるよう措置を講ずる。

第7章 開示等の請求への対応

第20条（窓口の設置）

当社は、保有個人データの取り扱いに関する本人からの問い合わせ、開示等の請求、及び苦情等を受け付けるための窓口（以下「お客様相談窓口」という）を設置し、これを公表する。

第21条（開示等の請求手続）

当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データまたは第三者提供記録の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを開示する。

2 当社は、本人から、保有個人データの内容の訂正、追加または削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行う。

3 当社は、本人から、保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに正当な理由があると判明したときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 前三項の規定にかかわらず、法令の規定により開示等の義務を負わない場合は、請求の全部または一部を拒むことができる。この場合、当社は本人に対して遅滞なくその旨及び理由を通知する。

第8章 事故発生時の対応

第22条（報告及び初動対応）

従業者は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、またはそれらのおそれ（以下「漏えい等事案」という）を発見した場合、直ちに所属する部門管理者及び個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合、直ちに事実関係の調査、原因の究明、及び被害の拡大防止のための措置を講じなければならない。

第23条（個人情報保護委員会への報告及び本人への通知）

個人情報保護管理者は、発生した漏えい等事案が、以下のいずれかに該当する場合（個人の

権利利益を害するおそれ大きいものとして法令で定める事態が生じた場合）は、法令等の定めに従い、速やかに個人情報保護委員会へ報告するとともに、当該事案の対象となった本人へ通知しなければならない。

（１）要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等事案

（２）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等事案

（３）不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等事案

（４）個人データに係る本人の数が１０００人を超える漏えい等事案

第２４条（再発防止）

個人情報保護管理者は、漏えい等事案が発生した場合、その原因を詳細に分析し、システムの、組織的、人的な観点から適切な再発防止策を策定し、これを速やかに実施しなければならない。

第９章 雑則

第２５条（匿名加工情報及び仮名加工情報等の取り扱い）

当社が匿名加工情報、仮名加工情報または個人関連情報を作成または取り扱う場合は、個人情報保護法及び関連法令の基準に従い、適正な加工、安全管理措置、及び必要な公表・確認手続き等を行わなければならない。詳細については、別途細則等で定めることができる。

第２６条（罰則）

本規程に違反し、故意または重大な過失により個人情報を漏えいさせた者、または不当な目的に使用した者に対しては、就業規則その他の社内規程に基づき、懲戒処分の対象とする。

第２７条（改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。ただし、組織変更や軽微な法令改正に伴う字句の修正等は、個人情報保護管理者の決裁により行うことができる。

附則 本規程は、令和８年９月１日より施行する。